

## 「年末・年始発熱患者受入保険薬局」指定事業に関するQ & A

令和4(2022)年11月24日 感染症対策課

項番	照会事項・要望事項	回答
1	今回の指定事業の目的は？	<p>新型コロナウイルス感染症が発生する中、今後のインフルエンザとの同時流行を見据え、多数の発熱患者が発生した場合であっても、積極的に発熱患者を受け入れ、処方箋応需可能な体制を整備する必要があります。</p> <p>本事業は、特に年末・年始にかかりつけ薬局が閉局し、発熱患者の処方箋応需が困難な場合を想定し、年末年始（12/29～1/3の6日間）の医療提供体制を強化することを目的としています。</p>
2	6つの指定要件すべて満たさないといけませんか？	<p>医療機関からの発熱患者に対する処方箋応需の要請に対応するために、必要な要件となっておりますので、すべてを満たすことができる保険薬局が対象となります。</p> <p>※保険薬局でない薬局は<b>対象外</b>です。</p>
3	病院や診療所も年末・年始は対応しているのですか？	<p>県では、診療・検査医療機関のうち、年末・年始に発熱患者の診察が可能な医療機関を指定する事業を併せて実施します。</p> <p>については、近隣の医療機関が指定を受ける場合、医療機関から対応の要請を受けることが想定されますので、年末・年始の対応方針について、<b>予め近隣の医療機関と連携していただきますよう</b>お願いします。</p>
4	指定を受けたことは公表されるのですか？	<p>県ホームページ等を活用して広く県民に周知する予定です。また、県内医療機関に対しても通知することとしております。また感染拡大で外来診療がひっ迫した際には、オンライン診療を実施する医療機関から抗インフルエンザウイルス薬の処方対応を求められることが想定されます。</p>
5	指定要件(2)について、動線を分けるとは具体的にどのようなことをいいますか？	<p>発熱患者と発熱していない患者の投薬カウンターを常時分けていることや、待合室内の床にテープを引いて区分している、発熱患者は別室で服薬指導を行う等の対策を想定しています。店舗内にスペースがない場合であっても、発熱患者への服薬指導をドライブスルーや駐車場で行う等の対策も認められます。</p>

項番	照会事項・要望事項	回答
6	指定要件(3)について、従業員に対する感染症対策とは、具体的にどのようなことをいいますか？	日本薬剤師会作成新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン及び薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシートに準じた対策が講じられていることです。〔新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン <a href="https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf">https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf</a> 〕
7	指定要件(4)について、24時間又は時間外対応可能としていますが、本指定を受けると24時間薬局を開けなければいけませんか？	必ずしも24時間薬局を開局しておく必要はありません。 インフルエンザ患者の場合は、検査・受診を行った医療機関から指定を受けた薬局に処方薬の対応要請が行われ、患者または家族が開局時間中に来局することが想定されますので、開局時間中は薬剤師が常駐してください。 開局時間外に医療機関等から電話等があった場合、発熱患者への処方箋応需に24時間（又は時間外）対応可能なオンコール体制を整備しておく必要があります。
8	指定要件(5)について、ラゲブリオやパキロビッドパックを在庫しておかなければいけませんか？	指定を受けた薬局は県ホームページ等を活用して広く県民に周知し、また、県内医療機関に対しても通知することとしておりますので、新型コロナウイルスの経口抗ウイルス薬（特にラゲブリオ）の調剤応需の相談を受けることを想定し、事前に地域での連携体制を確認する等、適切に対応できる体制を整備しておいてください。
9	指定を受けてから、やむを得ず薬局を廃止する等、指定を維持できなくなった場合はどうすればよいですか？	感染症対策課にご連絡ください。
10	調査票に記載した事項が変更になった場合はどうすればよいですか？	薬局の基礎情報や指定要件を満たさなくなるような変更の場合には、速やかに感染症対策課にご連絡ください。 「曜日ごとの開局時間」等、指定要件ではない事項が変更となった場合は特に報告する必要はありません。

項番	照会事項・要望事項	回答
11	調査票には指定を受けないと回答しましたが、急遽、年末・年始に開局した場合、指定を受けたとみなされるのですか？	指定した薬局は県ホームページで公表します。公表されなかった薬局は指定を受けたとみなされません。
12	指定を受けるとインセンティブはあるのですか？	11月22日に開催した知事臨時記者会見において、令和4年度県の12月補正予算（案）において、年末・年始に発熱患者等の調剤を受け入れる保険薬局への財政的な支援を公表したところです。具体的内容は決まり次第公表されます。
13	令和2年度の「積極的発熱患者受入保険薬局指定事業」との違いは何ですか。	令和4年度の指定事業は、指定期間が年末・年始（12/29～1/3の6日間）のみとなっております。また、指定した薬局は医療機関への周知に加えて、県ホームページにて広く周知することとしております。